

松江市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、松江市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付する事業をいう。以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、事業を円滑に実施し、もって在宅の小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 事業の実施主体は、松江市とする。

（給付の対象者）

第 3 条 事業の対象者は、市内に住所を有する在宅の小児慢性特定疾病児童等で、次の各号のいずれにも該当する者のうち、市長が必要と認めた者とする。

- (1) 「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」（平成 17 年 2 月 21 日雇児発第 0221001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める対象疾病児童等
- (2) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される者
- (3) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による施策の対象とならない者
- (4) 別表第 1 の対象者欄の状態にある者

（用具の種目等）

第4条 給付の対象となる用具は、別表第1の対象者欄の状態に応じて種目欄に掲げる用具とする。

2 給付の対象となる用具の性能は、別表第1の性能等欄に掲げる性能を有する用具とし、その基準価格は、同表の基準額欄に掲げる額とする。

(給付の申請)

第5条 用具の給付を受けようとする小児慢性特定疾病児童等の扶養義務者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて市長に提出するものとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、申請を受理したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成し、必要な審査を行い、給付の要否を決定する。

2 市長は、給付の要否を決定後、申請者に小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）又は小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請却下決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 給付を決定した場合は、申請者に小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

(用具の給付)

第7条 用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 用具の給付決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、市が指定した業者の中から選定した業者に給付券を提出し、用具の給付を受けるものとする。
給付券の有効期間は、給付券を交付した日からその月の属する年度の末日までとする。

(費用の負担)

第 8 条 用具の給付を受けた者の扶養義務者は、その負担能力に応じて必要な用具の購入に要する費用の一部を、直接業者に支払わなければならない。扶養義務者が支払う額の基準は、別表第 2 に定める額とする。

2 用具の修理に係る費用については、扶養義務者が負担するものとする。

(費用の請求)

第 9 条 用具を納付した業者が市長に請求する額は、別表第 1 の基準額（購入額が基準額を下回る場合は、購入額）から前条第 1 項により扶養義務者が負担した額を控除した額とする。

2 前項の規定による請求は、給付券を添付して行うものとする。

(再給付の制限)

第 10 条 用具の給付を受けた者は、別表第 1 掲げる耐用年数に応じ相当の期間を経なければ同種用具の給付を受けることができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(目的外使用の禁止)

第 11 条 用具の給付を受けた者は、当該用具を本来の目的以外に使用してはならない。

(費用及び用具の返還)

第 12 条 偽りその他の不正な行為によって用具の給付を受けた者がいるとき、又は前条の規定に反した者がいるときは、市長はその者から当該用具又は当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第 13 条 市長は、用具の給付状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳（様式第 6 号）を整備するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 28 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第3条、第4条、第9条、第10条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付種目

種 目	基 準 額 (円)	対 象 者	性 能 等	耐用年数 (年)
便 器	4,900	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	8
特 殊 マ ッ ト	21,560	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5
特 殊 便 器	166,320	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8
特 殊 寝 台	169,400	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8
歩 行 支 援 用 具	66,000	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8
入 浴 補 助 用 具	99,000	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等が補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8
特 殊 尿 器	73,700	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
体 位 変 換 器	16,500	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5
車 椅 子	77,440	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	5
頭 部 保 護 帽	13,380	発作等により頻繁に転倒する者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3
電 気 式 た ん 吸 引 器	62,040	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
ク ー ル ベ ス ト	22,000	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	—
紫外線カットクリーム	41,580	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	—
ネブライザー（吸入器）	39,600	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
パルスオキシメーター	173,250	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者が容易に使用し得るもの。	—
ストーマ装具（消化器系）	113,520	人工肛門を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
ストーマ装具（尿路袋）	149,160	人工膀胱を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
人 工 鼻	128,700	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
チューブ型包帯	170,500	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障がいを起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。	—

別表第2（第8条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1, 100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市長村民税均等割の額のみ課税世帯		2, 250	230
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3, 000円以下 D1階層 3, 001 ～ 5, 800円 D2 〃 5, 801 ～ 8, 700円 D3 〃 8, 701 ～ 13, 000円 D4 〃 13, 001 ～ 17, 400円 D5 〃 17, 401 ～ 22, 400円 D6 〃 22, 401 ～ 28, 200円 D7 〃 28, 201 ～ 58, 400円 D8 〃 58, 401 ～ 75, 000円 D9 〃 75, 001 ～ 96, 600円 D10 〃 96, 601 ～ 121, 800円 D11 〃 121, 801 ～ 175, 500円 D12 〃 175, 501 ～ 221, 100円 D13 〃 221, 101 ～ 380, 800円 D14 〃 380, 801 ～ 549, 000円 D15 〃 549, 001 ～ 579, 000円 D16 〃 579, 001 ～ 700, 900円 D17 〃 700, 901 ～ 849, 000円 D18 〃 849, 001 ～ 1, 041, 000円 D19 〃 1, 041, 001円以上 D20 〃	2, 900 3, 450 3, 800 4, 250 4, 700 5, 500 6, 250 8, 100 9, 350 11, 550 13, 750 17, 850 22, 000 26, 150 40, 350 42, 500 51, 450 61, 250 71, 900 全 額	290 350 380 430 470 550 630 810 940 1, 160 1, 380 1, 790 2, 200 2, 620 4, 040 4, 250 5, 150 6, 130 7, 190 左の徴収基準額の10% ただし、その額が8, 560円に満たない場合は8, 560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

- ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別添2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

（1）認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

（2）認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

Ⅰ 所得税法（昭和40年法律第33号）

Ⅱ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

Ⅲ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

- ・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないよう、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

- ・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。
- ・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。
- ・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

別添2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

松江市長 

先に申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日		
対象者氏名		疾患名			
対象者住所					
給付する用具名 (型式・規模等)					
納入業者名					
納入業者所在地					
価 格	円	扶養義務者が支払うべき額	円	公費負担額	円

注意事項	1 用具の費用については、使用者の扶養義務者がその所得に応じて、費用の一部を負担していただく必要があります。費用の一部については、必ず用具を受け取る前に直接業者へ支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを固く禁じます。 3 上記2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。 4 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。)を被告として提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
------	---

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請却下決定通知書

年 月 日

様

松江市長



年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付については、審査の結果、下記により却下することに決定しましたのでご承知下さい。

記

- 1 対象者住所
- 2 対象者氏名
- 3 用 具 名
- 4 却 下 理 由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は、松江市長となります。）を被告として提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 5 号（第 6 条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券					
① 給付番号	第 号		② 給付券発行年月日	年 月 日	
③ 対象者氏名			④ 生 年 月 日	年 月 日	
⑤ 居 住 地					
⑥ 保護者氏名			⑦ 対象者との続柄		
⑧ 給付する用具名 (型式・規模等)					
⑨ 価格	円	⑩ 扶養義務者が 支払うべき額	円	⑪ 公費負担額	円
⑫ 納入業者名					
⑬ 納入業者住所					
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に提示できる期限 年 月 日		業者の公費支払請求期限 年 月 日		
上記のとおり決定する。 年 月 日 松江市長 印					
⑮ 業者の納入した日 年 月 日			⑯ 扶養義務者から受領 した額		円
⑰ 受領業者名及び 年 月 日	年 月 日				
⑱ 用具受領保護者名			⑲ 検収者	職 名 氏 名	
⑳ その他特記事項					

（注）本表は、①から⑭まで、及び⑲は松江市、⑮から⑰までは納付した業者、⑱は保護者が記入すること。

小兒慢性特定疾病兒童等日常生活用具給付台帳

[illegible]